労働委員会調（大正十一年十二月末現在）

警保局

府県名	工場鉱山名	名称	実施年月日及動機	目的及職能	組織	委員ノ選挙及資格	会議	備考
北海道	日本製鋼所室蘭工業所	労務委員会	実施 大正十一年十月十一日 動機 大正八年十一月争議ニ於テ会社ハ要求ノ一部ヲ容レ自発的ニ実施ス	労務ニ関スル一般事項ニ付所長ノ諮問ニ応シ又ハ所長ニ提案シ又ハ職工ヨリ提出シタル事項ヲ審議シ之ヲ所長ニ提出ス	会長 一名 指名委員 十八名 選出委員 十八名 会長ハ所長 指名（表決権ナシ）	指名委員ハ所長指名 選出委員ハ各課ヨリ一名互選 選挙資格 年齢二十年以上勤続一年以上 被選挙資格 年齢二十五年以上勤続三年以上	会期 毎年二回 外ニ臨時会 議事判	労働者 三、二六五名 選出委員ノ下ニ各工場毎ニ課長選出委員ヲ以テ組織スル課委員会アリ労働ニ関スル事項ヲ協議ス
	山下鉱業株式会社歌志内炭礦	礦員総代会	実施 大正十年五月一日 動機 大正十年十二月争議ニ於テ坑夫ノ要求ニ基キ創設	鉱夫ノ福利増進ニ付会社ノ諮問ニ応シ又ハ意見ヲ具申ス（諮問機関） 外ニ大阪及衛生ニ関スル事項ヲ協議ス	総代人 若干名 会長一名 会長ハ礦長之ニ当ル 総代人ハ長屋一棟乃至三棟ヨリ選出ス	総代人 (1)選挙資格（イ）勤続六ケ月以上（ロ）礦夫 (2)被選挙資格 同上	会期 随時（年三十回位）	労働者 二、四六〇名

総計

官営 五

東京 七

京都 一

大阪 一三

兵庫 一三

長崎 一

愛知 一

静岡 一

山口 一

北海道 四

計 四十九